様式第17(第1片)

**診療用エックス線装置設置届**

年 　　 月 　　 日

（あて先）

　一宮市保健所長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院（診療所） | 所在地 |  |
|  | 名　称 |  |
|  | 管理者氏名 |  |

下記のとおり、診療用エックス線装置を備えました。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １エックス線装置に関する事項 | 製作者名 |  |
| 型　　　　　　　　　　　式 |  |
| エックス線高電圧発生装置の定格出力　 | 連　 　続短時間蓄放式 | キロボルト波高値(kVp)　　　　ミリアンペア(mA)キロボルト波高値(kVp)　　　ミリアンペア(mA)秒キロボルト(kV) 　　　　マイクロファラッド(**μ**F) |
| 台　　　　　　　　　　　数 | 台 |
| 用　　　　　　　　　　　途 | 透視用装置、撮影用装置、胸部集検用間接撮影装置、治療用装置、輸血用血液照射装置、その他（　　　　　　） |
| ２エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名等 | 氏　　　　　　　　　　　名 | 職　 　種 | エックス線診療に関する経歴 |
|  |  |  |
| ３　設置時期 | 年 　　 月 　　 日 |

様式第17(第2片)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要 | 共通 | エックス線管容器及び照射筒のしゃへい利用線以外のエックス線量 | 治療用装置 | 定格管電圧５０ｷﾛﾎﾞﾙﾄ以下 | 装置の接触可能表面から５cｍの距離における空気カーマ率１.０mＧy毎時以下・超 |
| 定格管電圧５０ｷﾛﾎﾞﾙﾄ超 | 焦点から１ｍの距離における空気カーマ率１０mＧy毎時以下・超装置の接触可能表面から５cｍの距離における空気カーマ率３００mＧy毎時以下・超 |
| 口内法撮影用装置 | 定格管電圧１２５ｷﾛﾎﾞﾙﾄ以下 | 焦点から１ｍの距離における空気カーマ率０.２５mＧy毎時以下・超 |
| 上記以外の装置 | 焦点から１ｍの距離における空気カーマ率１.０mＧy毎時以下・超 |
| コンデンサ式装置 | 充電状態で､照射時以外のとき | 接触可能表面から５cｍの距離における空気カーマ率２０**μ**Ｇy毎時以下・超 |
| 利用線の総過 | 口内法撮影用装置 | 定格管電圧７０ｷﾛﾎﾞﾙﾄ以下 | アルミニウム当量１.５mｍ以上・未満 |
| 乳房撮影用装置 | 定格管電圧５０ｷﾛﾎﾞﾙﾄ以下 | アルミニウム当量０.５mｍ以上・未満又はモリブデン当量０.０３mｍ以上・未満 |
| 輸血用血液照射装置、治療用装置及び上記以外の装置 | アルミニウム当量２.５mｍ以上・未満 |
| 移動型及び携帯型装置 | 使用条件、保管条件等 |  |
| 透視用装置 | 透視中の患者への入射線量率 | 高線量率透視制御を備えていない装置 | 患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率５０mＧy毎分以下・超 |
| 高線量率透視制御を備えた装置 | 患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率１２５mＧy毎分以下・超 |
| 透視時間の積算、一定時間経過した場合に警告音等を発することのできるタイマー | 有・無 |
| 焦点皮膚間距離を３０センチメートル以上とする装置又は照射を防止するインターロック | 有・無（理由：　　　　　　　　　　　　　） |
| 受像面を超えないエックス線照射野絞り装置 | 有・無（理由：　　　　　　　　　　　　　） |
| 蛍光板、イメージインテンシファイア等のしゃへい　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 接触可能表面から１０cｍの距離における空気カーマ率１５０**μ**Ｇy毎時以下・超 |
| 透視時の最大受像面を３センチメートル超える部分のしゃへい　　　　　　　　　　　　 | 接触可能表面から１０cｍの距離における空気カーマ率１５０**μ**Ｇy毎時以下・超 |
| 利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへいするための手段　　　　　　　　　　　　　 | 有（方法：　　　　　　　　　　　　　）･無 |
| 撮影用装置 | 受像面を超えないエックス線照射野絞り装置（ＣＴエックス線装置を除く。）　　　　　 | 有・無（理由：　　　　　　　　　　　　　） |
| エックス線管焦点皮膚間距離(骨塩定量分析装置を除く。） | 口内法撮影用装置 | 定格管電圧７０ｷﾛﾎﾞﾙﾄ以下 | １５cｍ以上・未満（理由：　　　　　　　 ） |
| 定格管電圧７０ｷﾛﾎﾞﾙﾄ超 | ２０cｍ以上・未満（理由：　　　　　　　 ） |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置及びCTエックス線装置 | １５cｍ以上・未満（理由：　　　　　　　 ） |
| 移動型及び携帯型装置及び乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影に限る。） | ２０cｍ以上・未満（理由：　　　　　　　 ） |
| 上記以外の装置 | ４５cｍ以上・未満（理由：　　　　　　　 ） |
| 操 作 場 所 | 移動型及び携帯型及び手術中に使用する装置 | エックス線管焦点及び患者から２ｍ以上・未満 |
| 胸部集検用間接撮影装置 | 受像面有効面積外照射防止装置（角型照射筒） | 有・無 |
| 受像器の一次防護しゃへい | 接触可能表面から１０cｍの距離における空気カーマ１.０**μ**Ｇy毎ばく射以下・超 |
| 被照射体周囲の箱状しゃへい物（装置の操作者等が室外へ容易に退避できない場合）　　 | しゃへい物表面から１０cｍの距離における空気カーマ１.０**μ**Ｇy毎ばく射以下・超 |
| 治療用装置 | 過板が引き抜かれたときのエックス線を遮断するインターロック（近接照射治療装置を除く。） | 有・無 |

様式第17（第3片）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | 診療室の天井､床、周囲の壁､出入口の扉、窓等 のしゃへい　　　　　　　　　　　　　　　　 | 画壁等の外側における実効線量１mＳｖ／週以下・超 |
| 操作室 | 有・無（理由：　　　　　　　　　　） |
| エックス線装置使用中表示装置 |  |
| 標識を付ける箇所 |  |
| ６エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要 | 管理区域 | 管理区域のしゃへい | 管理区域の境界における実効線量１.３mＳv／３月以下・超 |
| さく等の立入制限措置 |  |
| 標識を付ける箇所 | 患者用･職員用･共用　の出入口扉 又は付近の　　個所 |
| 注意事項の掲示等 | 注意事項を掲示する箇所 | 患者用：職員用： |
| 敷地の境界等における防護 | 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量２５０**μ**Ｓv／３月以下・超 |
| 患者の被ばく防止（診療により被ばくする放射線を除く。） | 病室における実効線量１.３mＳv／３月以下・超 |
| 放射線診療従事者等の被ばく防止等 | 外部被ばくを少なくする措置　有・無 |
| 被ばく線量測定器　有・無 |

添付書類

 　１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図

 　２　しゃへい計算書

 記入上の注意　(1)　管理区域を明示すること。

 (2)　照射方向、エックス線管から画壁等の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを

　　　　　　　　　 　　記入すること。

 (3)　画壁等の外側の放射線量率については、画壁等の外側の最も近接した点で通常の使用

　　　　　　　　　　　 状態において測定し、記入すること。

測定責任者の所属、職及び氏名を記入すること。